|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **介護福祉士実務者研修養成施設運営基準等に係る自己点検票**  施設名：　　　　　　　点検日：　　　年　　月　　　日　　点検者 | | | | | | | | |
|  |  |  |  |
| 法　　 ：社会福祉士及び介護福祉士法  施　行　令: 社会福祉及び介護福祉士法施行令  指定規則 : 社会福祉及び介護福祉士養成施設指定規則  運営指針 : 社会福祉養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針（厚生労働省通知） | | | | |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **事**  **項** | **点　検　項　目** | **根　拠　法　令　等** | **適**  **・**  **否** |
| Ⅰ　教員等に関する事項 | ・指定規則第7条の2関係の「別表第５」に定める教育の内容を指導するために必要な数の教員を有し、かつ、指定規則第7条の2第１号ハの別表第二に掲げる学生の総定員の区分に応じた専任教員数以上の専任教員を有していますか。       * + ・教員の数は指定規則別表第５に基づき編成された各科目を担当するのに適当な数となっていますか。   + ・一人以上の専任教員が配置されておりますか。   ・専任教員は、一の養成施設（一の養成施設に二以上の課程がある場合は、一の課程とする。）に限り、専任教員となっていますか。 | **指定規則第7条の2第1号ハ**  別表第５に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。  **別表２**    **運営指針　別添2-Ⅱ-7(1)**  教員の数は、養成施設指定規則別表第５に基づき編成された各科目を担当するのに適当な数であること。  **運営指針　別添2-Ⅱ-7(2)イ**  **イ 専任教員**  養成施設指定規則第7 条の２第１号ハ（同条第２号ロを含む。）の専任教員については、教育する内容について、相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者として実務者学校が認めたものであること。  **指定規則第7条の2第2号ロ【通信課程のみ】**  別表第5に定める教育内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人以上の専任教員を有すること。 | **適**  **□**  **・否**  **□**  **適**  **□**  **・否**  **□**  **適**  **□**  **・否**  **□** |
| **事**  **項** | **点　検　項　目** | **根　拠　法　令　等** | **適**  **・否** |
| Ⅰ　教員等に関する事項  事  項 | **【教務に関する主任者】**  ・専任教員のうち1人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う実務者研修教員講習会修了者等であって、かつ、指定規則第7条の2第1号及び同条の2第2号に掲げる者のいずれかとなっていますか。      **点　検　項　目** | **指定規則第7条の2第1号ホ、第7条の2第2号ハ**  専任教員のうち１人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者(次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という。)であって、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。  (１)介護福祉士の資格を取得した後5年以上の実務経験を有する者  (２)学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者  (３)学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第40条第2項第4号に規定する高等学校等の教員として、別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し3年以上の経験を有する者  (４)法第40条第2項第5号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員と して、別表第4の2に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目の教育に関し5年以上の経験を有する者  (５)法附則第2条第1項各号に規定する高等学校等(以下「特例高等学校等」とい う。)の教員として、別表第4の介護の領域に区分される教育内容に関し5年以上の経験を有する者  **運営指針　別添2-Ⅱ-7(2)ア**  ア 教務に関する主任者  実務者研修教員講習会修了者等であって、かつ、養成施設指定規則第７条の２第１号ホ（１）から（５）（同条第２号ハを含む。）のいずれかに該当する者であること。なお、同号ホの「その他その者と同等以上の知識及び技能を修得していると認められる者」には、介護教員講習会を修了した者、実務者研修教員講習会における講師を含むものとすること。    **根　拠　法　令　等** | **適**  **□**  **・否**  **□**  **適**  **・否**  **適**  **・**  **否** |
| Ⅰ  教員等に関する事項 | **【**介護課程Ⅲを指導する教員】  ・介護課程Ⅲを指導する教員は、指定規則第7条の2第1号ホの(1)から(5)までのいずれかに該当する者であって、かつ、第**5**条第14号ロに規定する講習会を修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を置く必要がありますので、確認してください。 | **指定規則第7条の2第1号へ**介護過程Ⅲを教授する教員は、同条の2第1号ホの(1)から(5)までのいずれかに該当する者であって、かつ、第５条第14号ロに規定する講習会を修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を置くこと。  **運営指針　別添2-Ⅱ-7(2)ウ**ウ 介護過程Ⅲ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　介護福祉士実習指導者講習修了者等であって、かつ、新養成施設指定規則第７条の２第１号ホ（１）から（５）(同条第２号ハを含む。）のいずれかに該当する者であること。なお、同号ヘ(同条第２号イにおいて準用する場合を含む。）の「その他その者と同等以上の知識及び技能を修得していると認められる者」には、介護教員講習会、実務者研修教員講習会又は介護技術講習に係る主任指導者養成講習若しくは指導者養成講習を修了した者を含むものとすること。 | **適**  **□**  **・否**  **□** |
| **Ⅱ**  **教育に関する事項** | ・教育の内容は、指定規則別表第５に定めるもの以上であり運営指針別表５の内容以上となっていますか。  ・指定規則別表第５に定める科目には、別表５に定める当該教育内容に係る「教育に含むべき事項」が全て含まれており、かつ、当該教育内容に係る「到達目標」が達成されるものとなっていますか。  ・各科目ごとに修得度の評価を行っていますか。  ・評価はレポート、紙上演習、小テストなど、適切な方法により行っていますか。  ・各科目について評価を行う場合に、到達目標に達していないと判断される場合には、課題の再提出及び再評価を行っていますか。 | **指定規則第7条の2第1号ロ**  教育の内容は、別表第５に定めるもの以上であること。  **運営指針　別添2-Ⅱ-8(1)**  養成施設指定規則別表第５に定める教育内容は別表５の内容以上であること。  **運営指針　別添2-Ⅱ-8(2)**  養成施設指定規則別表第５に定める科目には、別表５に定める当該教育内容に係る「教育に含むべき事項」が全て含まれており、かつ、当該教育内容に係る「到達目標」が達成されるものであること。  **運営指針　別添2-Ⅱ-8(6)** 各科目ごとに修得度の評価を行うこと。評価はレポート、紙上演習、小テストなど、適切な方法により行うこと。また、各科目について、評価を行う場合に、到達目標に達していないと判断される場合には、課題の再提出及び再評価を行うこと。 | **適**  **□**  **・否**  **□**  **適**  **□**  **・否**  **□**  **適**  **□**  **・否**  **□**  **適**  **□**  **・否**  **□** |
| **事**  **項** | **点　検　項　目** | **根　拠　法　令　等** | **適**  **・**  **否** |
| **Ⅲ　学生等に関する事項** | ・養成施設の入学（入所）志願者については、可能な限り入学（入所）を認めるよう、特段の配慮をしていますか。 | **運営指針　別添2-Ⅱ-6(1)** 入所志願者については、可能な限り入所を認めるよう、特段の配慮をすること。 | **適**  **□**  **否**  **□** |
| ・生徒の出席状況は出席簿等の書類により、確実に把握していますか。 | **運営指針　別添2-Ⅱ-6(2)** 生徒の出席状況は、出席簿等の書類により、確実に把握すること。 | **適**  **□**  **否**  **□** |
| ・指定規則別表第５に基づき編成された各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の３分の２に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない扱いとなっていますか。  ・学則にその旨が明記されていますか。 | **運営指針　別添2-Ⅱ-6(3)** 養成施設指定規則別表第５に基づき編成された各科目の出席時間数が新学校指定規則別表第４の第２に定める時間数の３分の２に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。また、学則にその旨が明記されていること。 | **適**  **□**  **・否**  **□** |
| ・医療的ケアの科目の履修免除の申請のあった看護師または准看護師の資格を有する生徒について、免許証原本を確認の上、免除していますか | **運営指針　別添2-Ⅱ-6(4)**  看護師または准看護師の資格を有する生徒については、生徒からの申請に基づき、養成施設指定規則別表第５に示す医療的ケアの科目の履修について、免許証原本を確認の上、免除して差し支えないこと。 | **適**  **□**  **・否**  **□** |
| ・入学（入所）、卒業、成績、出席状況等生徒に関する書類が確実に保存されていますか。 | **運営指針　別添2-Ⅱ-6(5)** 入所、卒業、成績、出席状況等生徒に関する書類が確実に保存されていること | **適**  **□**  **・否**  **□** |
| **Ⅳ学則**  に  事  項 | ・学則には、少なくとも次に掲げる「ア」～「タ」の事項が明示されているか。  ア　設置目的  イ　名称  点　検　項　目 | **運営指針　別添1-５及び運営指針別添２-Ⅱ-５**  学則には少なくとも次に掲げる諸事項が明示されていること。  ア　設置目的  イ　名称  　　　根　拠　法　令　等 | **適**  **□**  **・否**  **□**  適  ・否 |
| **関**  **する**  **事項** | ウ　位置  エ　修業年限 オ　生徒定員、学級数  カ　養成課程、履修方法 キ　学年、学期、休業日 ク　入所時期 ケ　入所資格 コ　入所者の選考 サ　入所手続  シ　退学、休学、復学、卒業 ス　学習の評価及び課程修了の認定 セ　入所検定料、入所料、授業料、実習費等  ソ　教職員の組織 タ　賞罰  ※「ス」について学則において指定規則別表第５に基づき編成された各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の３分の２に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない扱いとなっていますか。 | ウ　位置 エ　修業年限  オ　生徒定員、学級数 カ　養成課程、履修方法 キ　学年、学期、休業日 ク　入所時期 ケ　入所資格 コ　入所者の選考  サ　入所手続  シ　退学、休学、復学、卒業 ス　学習の評価及び課程修了の認定 セ　入所検定料、入所料、授業料、実習費等 ソ　教職員の組織 タ　賞罰  **※「ス」関係**  **運営指針　別添2-Ⅱ‐6‐⑶**  養成施設指定規則別表第５に基づき編成された各科目の出席時間数が新学校指定規則別表第４の第２に定める時間数の３分の２に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。また、学則にその旨が明記されていること。 | **適□**  **・**  **否**  **□**  **適**  **□**  **・否**  **□** |
| **Ⅴ**  **施設設備等に関する事項** | 【教室】  ・教室は同時に授業を行う学級の数に応じて必要な数を有していますか。  ・面接授業の実施期間において、同時に授業を行う学級数に応じて必要な数の教室を有していますか。 | **指定規則第7条の2第1号リ** 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。  **指定規則第7条の2第2号チ【通信課程のみ】** 面接授業の実施期間において、同時に授業を行う学級数に応じて必要な数の教室を有すること。 | **適**  **□**  **・否**  **□**  **適**  **□**  **・否**  **□** |
| **事**  **項** | **点検項目** | **根拠法令等** | **適**  **・**  **否** |
| **Ⅴ　施設設備等に関する事項** | 【参考：教育用機械器具及び模型】  ・教育上必要な機械器具及び模型について、次のものを整備するとともに、その時々の新しい介護ニーズに応じた教育用機械器具等の充実に努めていますか。 | **指定規則第7条の2第1号ヌ**  教育上必要な機械器具、模型、図書その他の設備を有すること。  【参考】運営指針別添２—Ⅰ-2(10)  教育上必要な機械器具及び模型については、次のものを整備するとともに、その時々の新しい介護ニーズに応じた教育用機械器具等の充実に努めること。 | **適**  **□**  **・否**  **□** |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | **品名** | **数量** | **備考** | | **実習用モデル人形** | **２** | **体位変換、清拭等介**  **護実習に適したもの** | | **人体骨格模型** | **１** |  | | **成人用ベッド** | **学生等5人に1** | **ギャッチベッドを含む。**  **手すりを備えたもの。** | | **移動用リフト** | **１** | **床走行式固定式据置**  **式のいずれも可する。** | | **スライディングボード又はスライディングマット** | **適当数** |  | | **車いす** | **学生等5人に1** |  | | **簡易浴槽** | **１** | **移動できるもので、浴**  **槽が硬質のもの。** | | **ストレッチャー** | **２** |  | | **排せつ用具** | **適当数** | **ポータブルトイレ尿器。** | | **歩行補助つえ** | **適当数** |  | | **盲人安全つえ** | **適当数** | **普通用携帯用を揃える** | | **視聴覚機器** | **適当数** | **テレビ、ビデオ、OHP、**  **プロジェクター等。** | | **障害者用調理器具障害者用食器** | **適当数** |  | | **和式布団一式** | **１** |  | | **吸引装置一式** | **適当数** |  | | **経管栄養用具** | **適当数** |  | | **処理台又はワゴン** | **適当数** |  | | **吸引訓練モデル** | **適当数** |  | | **経管栄養訓練モデル** | **適当数** |  | | **心肺蘇生訓練用器財一式** | **適当数** |  | | **人体解剖模型** | **1** | **全体模型とし、分解**  **数は問わない。** | |  |  |
|  | **点検項目** | **根拠法令等** |  |
| **Ⅶ　変更の承認又は届出を要する事項** | ・主務省令で定める事項を変更しようとするときは、福島県知事に申請し、その承認を受けていますか。  【承認事項】   |  |  | | --- | --- | | 申請が必要な事項 | 申請書提出期限 | | 修業年限 | 変更を行おうとする  日の３ヶ月前 | | 養成課程 | 変更を行おうとする  日の３ヶ月前 | | 入学定員（増） | 変更を行おうとする  日の３ヶ月前 | | 入学定員（減） | 変更を行おうとする  日の３ヶ月前 | | 学級数 | 変更を行おうとする  日の３ヶ月前 | | 校舎の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図 | 変更を行おうとする  日の３ヶ月前 | | **施行令第4条第1項**  養成施設等の指定を受けた学校又は養成施設(以下「指定養成施設等」という。)の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、主務大臣(養成施設の指定を受けた養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事。次項、次条及び第８条において同じ。)に申請し、その承認を受けなければならない。  **指定規則第9条第1項**  令第4条第1項(令第９条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項(修業年限、養成課程、入学定員及び学級数に関する事項に限る。)、同条第一項第八号に掲げる事項又は同条第四項第一号若しくは第二号に掲げる事項とする。  **運営指針　別添2-Ⅱ-3**  法第40 条第２項第１号から第３号までに規定する養成施設における取扱いに準ずることとするが、設置・変更に係る届出期限は、設置・変更日の９か月前まで（当該学校が法第40 条第２項第１号から第４号までの規定に基づく学校、養成施設、高等学校又は中等教育学校の指定を受けている場合における設置に係る届出期限については、設置日の８か月前まで）の提出でよいこと。  **運営指針　別添2-Ⅱ-4**  法第40 条第２項第１号から第３号までに規定する学校における取扱いに準ずることとするが、開始・変更に係る届出期限は、開始・変更日の３か月前までの提出でよいこと。 | **適**  **□**  **・否**  **□** |
| **事**  **項** | **点検項目** | 根拠法令等 | **適否** |
| **Ⅶ　変更の承認又は届出を要する事項**  **事**  **項** | ・主務省令で定める事項を変更しようとするときは、福島県知事に届出を行っていますか。  【届出事項】   |  |  | | --- | --- | | 届出が必要な事項 | 届出提出期限 | | 設置者の名称及び主たる事務所の所在地 | 変更があった日から1か月以内 | | 名称 | 変更があった日から1か月以内 | | 位置 | 変更があった日から1か月以内 | | 学則(修業年限、養成課程、入所定員及び学級数に関する事項を除  く。) | 変更があった日から1か月以内 | | 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別（専任教員に関する事項に限る。） | 変更があった日から1か月以内 | | 実習施設及び実習指導者 | 変更があった日から1か月以内 | | 面接授業の実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書 | 変更があった日から1か月以内 | | 課程修了の認定の方法 | 変更があった日から1か月以内 | | **施行令第4条第2項**  指定養成施設等の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から1月以内に主務大臣に届け出なければならない。  **指定規則第9条第2項**  令第４条第２項(令第９条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める事項は、前条第１項第１号から第３号までに掲げる事項、同項第５号に掲げる事項(修業年限、養成課程、入所定員及び学級数に関する事項を除く。)、同項第７号に掲げる事項(専任教員に関する事項に限る。)、同項第10号イ若しくはロに掲げる実習施設等若しくは市町村若しくは介護実習施設等に関する事項、同号ハに掲げる他の養成施設等に関する事項又は同条第４項第３号若しくは第４号に掲げる事項とする。 | **適**  **□**  **・否**  **□** |
| **・令第5条の報告は、毎学年度開始後二月以内に、**主務省令で定める事項を主務大臣（福島県知事）に確実かつ遅滞なく行っていますか。  **点検項目** | **施行令第5条**  **指定**養成施設等の設置者は、毎学年度開始後２月以内に、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。  **指定規則第10条**  令第５条（令第９条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次のとおりとする。  一　当該学年度の学年別生徒数  ニ　前学年度における教育実施状況の概要  三　前学年度における教員及び実習指導者の異動（実習指導者の異動については、法第７条第２号若しくは第３号若しくは第40第2項第1号から第3号までに規定する養成施設に限る。）  四　前学年度の卒業者数  **根拠法令等** | **適**  **□**  **・否**  **□**  適  ・否 |
|  |  | **運営指針　別添２-Ⅱ-11**  法第40 条第２項第１号から第３号までに規定する学校における取扱いに準ずること  **運営指針　別添２-Ⅰ-11(4)**  令第5条の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと |  |
| **Ⅷ**  **情報開示に関する事項** | ・別表4に定める内容（介護実習及び卒業者の進路に関する情報は除く。）以上の情報を開示していますか。 | **運営指針　別添２-Ⅱ-10**  法第40 条第２項第１号から第３号までに規定する養成施設における取扱いに準ずること。ただし、実務者研修の場合には介護実習に関する科目は存在せず、また、実務者研修の性格に鑑みると、学生等の多くは現に就業中であることが想定されることから、介護実習及び卒業者の進路に関する情報については、情報開示の対象外とすること。  **運営指針　別添２-Ⅰ-10(1)**  開示すべき情報の内容は、別表4に定める内容以上であること。 | **適**  **□**  **・否**  **□** |
| ・情報の開示に当たっては、インターネットや学生等募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供していますか。なお、インターネットにより開示した情報は定期的に更新していますか。 | **運営指針　別添２-Ⅱ-10**  法第40 条第２項第１号から第３号までに規定する養成施設における取扱いに準ずること。ただし、実務者研修の場合には介護実習に関する科目は存在せず、また、実務者研修の性格に鑑みると、学生等の多くは現に就業中であることが想定されることから、介護実習及び卒業者の進路に関する情報については、情報開示の対象外とすること。  **運営指針　別添２-Ⅰ-10(2)**  **情**報の開示を行うに当たっては、インターネットや学生等募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供すること。なお、インターネットにより開示した情報は定期的に更新すること。 | **適**  **□**  **・否**  **□** |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **【参考】**  **介護福祉士実務者研修課程**  **別表第五**  **（指定規則第七条の二関係）** |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 科目 | 時間数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 人間の尊厳と自立 | 五 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 社会の理解Ⅰ | 五 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 社会の理解Ⅱ | 三〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 介護の基本Ⅰ | 一〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 介護の基本Ⅱ | 二〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| コミュニケーション技術 | 二〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 生活支援技術Ⅰ | 二〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 生活支援技術Ⅱ | 三〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 介護過程Ⅰ | 二〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 介護過程Ⅱ | 二五 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 介護過程Ⅲ | 四五 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| こころとからだのしくみⅠ | 二〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| こころとからだのしくみⅡ | 六〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 発達と老化の理解Ⅰ | 一〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 発達と老化の理解Ⅱ | 二〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 認知症の理解Ⅰ | 一〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 認知症の理解Ⅱ | 二〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 障害の理解Ⅰ | 一〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 障害の理解Ⅱ | 二〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 医療的ケア | 五〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 | 四五〇 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備考 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 一　介護過程Ⅲについては、面接授業により行うものとする。 | | | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 二　医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接授業  とするものとする。 | | | | | | | | | | | |  |
| 三　前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。 | | | | | | | | |  |  |  |  |
| 四　第二号養成施設における教育の内容に相当するものと認められる研修であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたもの  において既に履修したものと認められる科目については、その科目の履修を免除することができる。 | | | | | | | | | | | | |